２０２０年度

法務研究科　法務専攻（法科大学院）Ｂ日程　入学試験問題

「　憲　　法　」

〈４５分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の仮想事例を読み，下記の設問に答えなさい。

【仮想事例】

高齢者Ｘが運転する自動車の運転ミスに端を発する自動車の多重衝突により多数の死傷者が出た交通事故が発生した。

その交通事故の発生前後の状況を，たまたまその付近でバラエティ番組を収録していたテレビ局のカメラマンがテレビカメラで撮影していた。そこで，そのテレビ局は，その映像を編集し，高齢者が運転する自動車が原因となる交通事故について特集する特別番組において放映し，放映後は，テレビ局の内規に従って，番組で放映した映像データとカメラマンが撮影した生の映像が保存されたディスクを保管していた。

上記事故から数ヶ月後，警察はＸを被疑者として，上記交通事故を自動車運転過失致死傷事件として捜査していたが，Ｘが「そのときのことはよく覚えていない」などと答えるため，事故の全容を把握しきれないでいた。そのため，司法警察員は，事故の全容を把握するためには，事故状況を撮影したデータが必須と考えて，差押令状を取得し，その令状に基づいて上記ディスクを差し押さえた。

〔設問〕この事例に含まれる憲法上の問題点について，論じなさい。

以上

２０２０年度

法務研究科　法務専攻（法科大学院）Ｂ日程　入学試験問題

「　刑　　法　」

〈４５分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の〔設例〕における甲及び乙の罪責を論じなさい（特別法違反は除く）。

〔設例〕

甲（男性，満５０歳）は１人でスーパーマーケットに入店し，買物をしていたところ，財布やカード類を忘れてきたことに気がついたが，今さら引き返すのも面倒だったので，学生時代から鍛えた万引きの腕前を発揮しようと，すでにスーパー備え付けのかごに入れていた商品（最も大きくて思い品は，玉ねぎ３個入りのビニール袋）を持参してきた手提げ袋にこっそり入れてしまい，かごを元の位置に戻して店外に出たところ，警備員Ｖ（男性，満４０歳）から「お客さん，お伝えしたいことがあります。ご自分が何をなさったかおわかりですね？」と声をかけられた。

甲はしまった，見られていたかと驚いたが，とにかく逃げてしまおうと思い立ち，Ｖの頬を一発平手打ちし，Ｖがひるんだ隙にその場を駆け出した。しかし，甲はＶに執拗に追いかけられた。

この光景を同スーパーの駐車場で偶然見かけた，甲の友人乙（男性，満５０歳）は，甲の以前からの万引き癖を知っていたので，ああ，またやっちまったのかと事態を察知したが，ここは甲を助けてやろうと思い立ち，走りながら接近してくる乙に対し「警備員を取り押さえるから，逃げておけ」と叫んだところ，甲は「ありがとう。また万引きしてきたんだ。コテンパンにやっつけといて」と乙に答えた，

乙は，甲を追いかけてきたＶを取り押さえた上，手拳で顔面や腹部を何度も激しく殴打した。そのため，Ｖはその場で動かなくなり，甲はスーパーマーケットの敷地外に逃げ出すことに成功した。Ｖは顔面や腹部に打撲傷を負い，内臓にも異常を来たした。

以上

２０２０年度

法務研究科　法務専攻（法科大学院）Ｂ日程　入学試験問題

「　民　　法　」

〈４５分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

Ｙは、自宅から職場までの通勤時間を短縮するため、職場に近い場所にあるマンションの一室（以下、甲と呼ぶ）を、その所有者であるＸから賃借して、月曜日から金曜日まではそこに居住し、週末は自宅に帰るという生活を送っていた。以下の問題にすべて答えなさい。なお、各問題はそれぞれ独立したものとする。

（１）Ｙの親戚であるＺが火事にあい、住む場所に困っていたため、ＹはＺに頼まれてしばらくの間、甲をＺに賃貸することとした。賃料はＹがＸに払っている賃料と同額に設定し、ＹはＸから受け取った賃料をそのままＸに対する賃料支払いに充てていた。もっとも、ＹはＺに甲を賃貸することについてＸの了解を得ていなかった。後日、Ｚが甲を使用している事実を知ったＸは、Ｙとの間の賃貸借契約を解除できるか。

（２）Ｙは、Ｘの承諾を得たうえで、甲にもともと設置されていた和式便器（しゃがむタイプ）を、業者に頼んで洋式便器（座るタイプ）に入れ替えた。Ｙは、賃貸借契約終了時に、便器の入れ替えにかかった費用 20 万円の支払いをＸに請求するとともに、支払いがあるまで甲の返還を拒絶することができるか。

２０２０年度

法務研究科　法務専攻（法科大学院）Ｂ日程　入学試験問題

「　民事訴訟法　」

〈４５分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

ＸはＹに対して５００万円の貸金債権を有していたが、Ｙは返済期日が到来しても返還しないため、Ｙを被告として、５００万円の支払を求める訴えを提起した。Ｙは、口頭弁論期日において、「すでに５００万円を支払っている。仮に、弁済が認められないときは、Ｘに対する売買代金債権７００万円でもって相殺する。」との陳述をした。裁判所は、ＸのＹに対する５００万円の貸金債権が存在すること、３００万円が弁済済みであること、ＹのＸに対する７００万円の売買代金債権が存在すること、およびＸの貸金債権とＹの売買代金債権が相殺適状にあることの心証を得た。裁判所の判決の内容および既判力を説明しなさい。

２０２０年度

法務研究科　法務専攻（法科大学院）Ｂ日程　入学試験問題

「　商　　法　」

〈４５分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の設例を読んで、後記の【設問】に解答しなさい。配点－１００点

１．甲株式会社（以下「甲社」という。）は、不動産の売買・賃貸を目的とする株式会社である。A、B、およびC を取締役とし、取締役会を設置しているが会社法上の公開会社ではない。また、創業者であるA がその創業以来代表取締役を務めている。

２．甲社は、自己が愛知県豊田市に保有する土地を乙株式会社（以下「乙社」という。）に賃貸していたが、同社の資金繰りが悪化したことから、同社との間で平成３１年２月から半年分の賃料の支払につき猶予する旨の約束をした。乙社の見通しとしては、当該資金繰りの悪化は一時的なもので、半年後には支払原資が十分確保できるというものであった。

３．甲社は、平成３０年６月ころから、愛知県東部丘陵地の開発事業に乗り出し、その際、自己の保有する不動産を担保に金融会社丙から巨額の融資を受けた。

４．令和元年６月２８日、A は、取締役会を招集することなく、独断で、丙に対する上記借入金に対する返済の一部として、乙社に対する賃料債権を譲渡することとした。乙社に対する賃料債権の名目額は９０００万円であり、そのすべてが丙に対し譲渡された旨が同日乙社に通知された。ちなみに、同年６月末日における甲社の資本金の額は１億円、貸借対照表上の総資産額は１０億円であったが、その多くは固定資産であった。

５．令和元年８月１日、丙は、乙社に対し、上記賃料債権９０００万円の支払を求めた。

【設問】丙からの支払請求に対し、乙社は、甲社から丙への賃料債権譲渡は甲社の取締役会の承認を得ていないから無効であると主張して拒むことができるか。なお、甲社は、A の一人会社ではないものとする。